

改正

平成24年9月21日条例第27号

平成29年3月17日条例第4号

令和3年6月17日条例第22号

四万十町お試し滞在施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、四万十町への移住希望者が本町での生活を一時的に体験する施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
古市町お試し滞在住宅	四万十町古市町22番1 古市町移住支援住宅2号棟内4号室
大正お試し滞在住宅	四万十町大正482番地1
大正中津川お試し滞在住宅	四万十町大正中津川265番地1
小野お試し滞在住宅	四万十町小野958番地6
広井お試し滞在住宅	四万十町広瀬582番地6

全部改正〔令和3年条例22号〕

(管理)

第3条 施設は、四万十町が管理するものとする。

(利用者の条件)

第4条 施設の利用者は、次に掲げる条件を満たす者でなければならない。

- (1) 将来的に本町への移住を希望していること。ただし、転勤又は婚姻により転入する場合は除く。
- (2) 利用期間中、円滑かつ積極的に周辺の地域住民との交流をもつこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

一部改正〔令和3年条例22号〕

(使用期間及び使用料)

第5条 施設の使用期間及び使用料は、次の表に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める期間及び額とする。

施設の区分	使用期間	使用料
古市町お試し滞在住宅 大正中津川お試し滞在住宅 広井お試し滞在住宅	1月以上3月以内	月額10,000円
大正お試し滞在住宅 小野お試し滞在住宅	1月以上6月以内	月額20,000円

全部改正〔令和3年条例22号〕

(使用申請及び決定)

第6条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ電話等による仮申請を行い、使用予定日の10日前までに町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の使用の申請をした者の申請内容を審査して使用許可を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

一部改正〔令和3年条例22号〕

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔令和3年条例22号〕

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月21日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月17日条例第4号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月17日条例第22号)

この条例は、令和3年7月1日から施行する。